

令和3年度 第3回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時 令和4年3月4日(金)  
15:00から  
場 所 市役所障害者支援課2階会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員長選出
- 4 諮 問
- 5 議 事

(1) 令和3年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課

(3) 令和3年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
2	四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更	健康子ども部 子育て支援課
3	四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定	健康子ども部 保育課
4	四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定	総務部 総務課
5	四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定	総務部 総務課
6	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 国保年金課
7	四街道市森林整備計画の変更	環境経済部 産業振興課
8	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 都市計画課

(4) 令和4年度 市民参加手続の実施予定の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
9	四街道市地域防災計画の改訂	危機管理室
10	第2次健康よつかいどう21プラン中間評価と計画の一部変更	健康子ども部 健康増進課
11	第3次四街道市環境基本計画の策定	環境経済部 環境政策課
12	四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の策定	環境経済部 環境政策課
13	第2期四街道市教育振興基本計画の策定	教育部 教育総務課

- 6 その他
- 7 閉会

# 令和3年度第3回 四街道市市民参加推進評価委員会 議事資料

[令和4年3月4日資料]

## 議題1 令和3年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

### 資料No.1 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】	1
適用除外公告	2
適用除外広報（ホームページ）	3

## 議題2 令和3年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

### 資料No.2 四街道市子どもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更

実施予定シート	4
---------	---

### 資料No.3 四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定

実施予定シート	5
---------	---

### 資料No.4 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

実施予定シート【適用除外】	6
---------------	---

### 資料No.5 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定

実施予定シート【適用除外】	7
---------------	---

### 資料No.6 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

実施予定シート【適用除外】	8
---------------	---

### 資料No.7 四街道市森林整備計画の変更

実施予定シート【適用除外】	9
---------------	---

### 資料No.8 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

実施予定シート【適用除外】	10
---------------	----

## 議題3 令和4年度 市民参加手続の実施予定の評価

### 資料No.9 四街道市地域防災計画の改訂

実施予定シート	11
---------	----

資料No. 10	第2次健康よつかいどう21プラン中間評価と計画の一部変更 実施予定シート.....	12
資料No. 11	第3次四街道市環境基本計画の策定 実施予定シート.....	13
資料No. 12	四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定 実施予定シート.....	14
資料No. 13	第2期四街道市教育振興基本計画の策定 実施予定シート.....	15

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概要	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、認定手続の合理化等の事務について、既存の金額の改定など金銭徴収に関する改正を行うものであり、第2項第5号に該当するため。				
公告日 *1	R3年11月18日 公告第333号	その他の公表	市ホームページ R3年11月18日		
	計画等決定時期 *2	R3年12月16日制定	行政活動実施時期 *3	R3年12月22日公布 R4年2月20日施行	実施段階(PDCA) *4
					A
<p>*1…条例第6条第3項の規定による公表期日を記載                  *2…計画等を決定した日を記載                  *3…行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載)                  *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

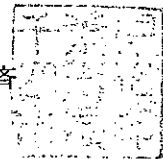
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和3年11月18日

四街道市長 佐 渡 齊



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第5号に該当するため。

(詳細な理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、認定手続の合理化等の  
事務について、既存の金額の改定など金銭徴収に関する改正を行うもので、条例第6条  
第2項第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

都市部建築課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15  
分までとする。

4 問合せ先

都市部建築課 (Tel 043-421-6144)

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新：2021年11月18日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

### 詳細な理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、認定手続の合理化等の事務について、既存の金額の改定など金銭徴収に関する改正を行うもので、条例第6条第2項第5号に該当するため。

### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ 四街道市市民参加条例

### お問い合わせ

都市部建築課

電話：043-421-6144・6147

[この担当課にメールを送る](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

### 今年度

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部改正

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定

このページを見た人はこんなページも見ています

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更(令和2年度～令和6年度)			
概要	子ども・子育て支援法第59条第1項第4号に規定する多様な事業者の参入促進・能力活用事業として、令和4年4月より地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を実施することとしたため、当該事業を計画に加えるもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年3月策定 R4年4月開始	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更に係るパブリックコメント	計画の変更段階での市民意見の聴取のため	市民等	R4年2月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市子ども・子育て会議	計画の変更に関する意見を聴取するため	公募委員(3名)	R4年1月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)	
名称	四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の制定
概要	子ども・子育て支援法第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用に係る給付金を支給することにより、当該活動の利用者における経済的負担を軽減し、もって多様な事業者の参入促進及び能力活用を図ることを目的として要綱を制定するもの。
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)
行政活動実施予定時期	R4年3月告示 R4年4月施行
実施段階(PDCA)	P P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合	
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱(案)に係るパブリックコメント	四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱(案)に対する市民意見の聴取のため	市民等	R4年1月～2月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部総務課 情報公開室

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定			
概要	四街道市個人情報保護条例において引用する独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、同法に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることに伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年3月公布 R4年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	四街道市個人情報保護条例において引用する独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日付けで廃止され、同法に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることに伴い、引用条文の改正を行う軽易なものであることから、第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部総務課 情報公開室

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定			
概要	四街道市個人情報保護条例施行規則において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令が廃止され、同令に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律施行令に引き継がれることに伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年3月公布 R4年4月施行	実施段階(PCDA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	四街道市個人情報保護条例施行規則において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令が令和4年4月1日付けで廃止され、同令に規定されていた内容が個人情報の保護に関する法律施行令に引き継がれることに伴い、引用条文の改正を行う軽易なものであることから、第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部国保年金課 国民健康保険係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者を「未就学児」として、その「未就学児」の均等割額を区分等に応じて減額する旨改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年3月公布 R4年4月施行	実施段階(PDCA)	A P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の均等割を改定するものであり、法令の基準に基づいて行うもの及び市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものであり、それぞれ第2項第3号及び第5号に該当するため			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 環境経済部産業振興課 農政係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市森林整備計画の変更(平成30年度～令和10年度)			
概要	森林・林業基本計画及び全国森林計画の変更による地域森林計画及び市町村森林計画の一斉変更に伴い、計画の変更を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年3月策定 R4年4月開始	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	森林法に基づき、計画の変更手続き(法定の公告及び縦覧、学識経験者への意見聴取、都道府県知事への協議)が行われることから、第3号に準じた第6号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概要	租税特別措置法の一部改正に伴い、優良宅地造成認定申請手数料に係る所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年3月公布 R4年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	連結法人に係る優良宅地認定制度の根拠規定である租税特別措置法の一部改正に伴い申請手数料に係る所要の改正を行うもので、法令の基準に基づいて実施するもの、またその他金銭の徴収に関するものであり、第2項第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市地域防災計画の改訂			
概要	現行の四街道市地域防災計画において、災害対策基本法の改正及び本市組織機構の改正等により不整合となっている部分等の改訂、ならびに令和元年の台風被害等の教訓を踏まえた改訂等を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設定計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年12月策定 R5年1月開始	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	パブリックコメント	改訂案最終段階での市民等の意見聴取のため	市民等	R4年9月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)	ワークショップ方式による会議	市民等の意見を改訂案作成の参考とするため	市民等	R4年6月～9月(3回)
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部健康増進課 健康づくり係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	第2次健康よつかいどう21プラン中間評価及び計画の一部変更(平成30年度～令和9年度)			
概要	健康増進法及び自殺対策基本法に基づく健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・自殺対策計画の3計画を一体化した「第2次健康よつかいどう21プラン」(平成30年度～令和9年度)の中間評価と、自殺対策計画を国の「自殺総合対策大綱」に合わせるため、計画の一部変更を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月策定 R6年4月開始	実施段階(PDCA)	A P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	「第2次健康よつかいどう21プラン」中間評価に係るパブリックコメント	中間評価報告案・計画案の最終段階で市民意見を聴取するため	市民等	R6年1月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	保健福祉審議会	市民意識調査及び中間評価並びに計画の変更について有識者等の意見を聴取するため	公募委員(3名)	R4年6・2月(2回) R5年6・9・11月頃(3回)
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	市民意識調査	中間評価のための基礎調査として意識を把握するため	無作為抽出市民 3500人	R4年8月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 環境経済部環境政策課 環境政策係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	第3次四街道市環境基本計画の策定(令和6年度～令和15年度)			
概要	四街道市環境基本条例に基づき、次期(期間:令和6年度から令和15年度まで)の本市における環境の保全等に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための計画を定めるもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月策定 R6年6月開始	実施段階(PDCA)	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	環境基本計画(案)に係るパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R6年1月～2月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	環境審議会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(5名)	R4年6月～R5年12月(計6回程度)
市民会議手続(第4号)	環境基本計画検討会	公募市民意見をもとに計画素案を作成するため	市民等	R4年9月～R5年3月(計4回程度)
その他の方法(第5号)	アンケート調査	計画作成のための基礎調査として意識を把握するため	無作為抽出 市民2,000人	R4年7月～10月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 環境経済部環境政策課 環境保全係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の策定(令和5年度～令和12年度)			
概要	本市は、2050年のカーボンニュートラルを宣言しており、その実現に向け、市、市民、事業者等が積極的に温室効果ガスの削減に取り組むよう、中間計画を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月策定 R5年4月開始	実施段階(PDCA)	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(案)に係るパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R4年10月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	環境審議会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(5名)	R4年6月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 教育部教育総務課 総務係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	第2期四街道市教育振興基本計画の策定(前期計画:令和6年度~令和10年度)			
概要	教育基本法(第17条第2項)に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。既存計画の期間は平成25年度から令和5年度まで、次期計画の期間は令和6年度から令和15年度までとなり、今回はそのうち前期計画に該当する5年間分を対象とするもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月策定 R6年4月開始	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	第2期四街道市教育振興基本計画(案)に係るパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R5年10月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市教育振興基本計画策定委員会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(3名)	R4年7月~ R5年8月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	アンケート調査	計画等作成のための基礎調査として意識を把握するため	無作為抽出 市民2,000人ほか	R4年6月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				